

名古屋市告示第115号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和 7 年 3 月18日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

令和 7 年 3 月18日

名古屋市長 広 沢 一 郎

道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	小幡南北第 8 号線	名古屋市守山区小幡二丁目 1503番の 1 地先から	前	0.053	3.82	第 1 図 附
			名古屋市守山区小幡二丁目 1502番の14地先まで	後	0.053	4.15	
	B	小幡南北第10号線	名古屋市守山区小幡二丁目 1503番の 7 地先から	前	0.033	3.82	
			名古屋市守山区小幡二丁目 1503番の 9 地先まで	後	0.033	4.15	
	A	鳴海町第 720 号線	名古屋市緑区四本木 903 番 の 1 地先から	前	0.021	平均 1.80	第 2 図 附
			名古屋市緑区四本木 903 番 の 1 地先まで	後	0.021	2.89 ～ 2.93	

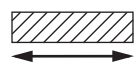
	A	鳴海町第93号線	名古屋市緑区鳴海町字赤塚 89番の1地先から	前	0.065	平均 0.90	第 3 附 図
			名古屋市緑区鳴海町字赤塚 84番の8地先まで	後	0.065	2.50 ～ 4.00	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図



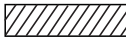
凡 例

 区域変更により道路の区域とし供用開始する部分

第 2 附図



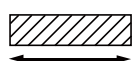
凡 例

 区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第 3 附図



凡 例



区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分